

寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額
を定める規則新旧対照表

現行			改正案		
寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年寒川町条例第26号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年寒川町条例第26号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>104,570円</u> を超えるときは、 <u>104,570円</u>)	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>104,950円</u> を超えるときは、 <u>104,950円</u>)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,790円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>56,790円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>57,030円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>57,030円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた	その月における介護に要する費用として支出された費用の額	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた	その月における介護に要する費用として支出された費用の額

	日があるとき (次項に掲げる 場合を除く。)	(その額が <u>52,290</u> <u>円</u> を超えるとき は <u>52,290円</u>)		日があるとき (次項に掲げる 場合を除く。)	(その額が <u>52,480</u> <u>円</u> を超えるとき は <u>52,480円</u>)	
2	一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に介 護に要する費 用を支出して 介護を受けた 日がある場合 にあつては、当 該介護に要す る費用として 支出された額 が <u>28,400円</u> 以 下であるとき に限る。)	月額 <u>28,400円</u> (新たに介護補償 を支出すべき事 由が生じた月に あつては、介護に 要する費用とし て支出された額)		2	一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に介 護に要する費 用を支出して 介護を受けた 日がある場合 にあつては、当 該介護に要す る費用として 支出された額 が <u>28,520円</u> 以 下であるとき に限る。)	月額 <u>28,520円</u> (新たに介護補償 を支出すべき事 由が生じた月に あつては、介護に 要する費用とし て支出された額)
～略～				～略～		
				附 則		
				(施行期日)		
			1	この規則は、平成28年4月1日(以下「施 行日」という。)から施行する。		
				(経過措置)		
			2	この規則による改正後の規定は、施行 日以後の期間に係る介護補償の額につ いて適用し、同日前の期間に係る介護補 償の額については、なお従前の例によ る。		